

○長崎県医師会

「長期収載品の評価や最低薬価の見直しについて」

- 今後中医協の薬価専門部会では、次期令和6年度薬価改定に向けて、新薬創出加算や長期収載医薬品に関する薬価算定部分の見直し、革新的新薬の日本への導入状況や安定供給上の課題も踏まえたこれまでの薬価改正制度の検証、安定供給の確保、創薬力の強化、ドラッグラグ・ドラッグロスの解消、適切な医薬品の流通に向けた取り組みなどについて集中的に議論をしていく予定である。
- 臨床現場に必要な薬品を評価するために、薬価基準上の評価を増額あるいは新設することは、その分、医科の技術料として使用できる改定財源が減ることにつながるということを理解いただきたい。医療財源が一定であれば増やす分減る。厳しい財政状況の中で総合的な判断が必要になる。

○沖縄県医師会

「今後、薬剤師会も加えて日本医師会、日本薬剤師会、日本製薬団体連合会の三団体が医薬品安定供給の在り方に関して協議する場を作る必要があると考える。」

- 厚労省の医療用医薬品の流通改善に関する懇談会（参加：日本医師会、日本薬剤師会、日本製薬工業協会、全国自治体病院協議会、日本ジェネリック製薬協会等）の協議の場があるのでそこで課題について議論を行っている。また、医薬品を巡る諸課題について国会議員の協力依頼を行うにあたり、現在わかりやすい資料を作成中であるので、出来上がり次第提供する。

お知らせ

沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出 産・育 児	卒 後 5 年 間	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例：平成29年4月1日に出産した場合→平成30年度が減免	医学部卒業後の5年間(年度単位)	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】 沖縄県医師会 経理課 TEL：098-888-0087